

官報 號外

明治三十二年一月二十六日 木曜日

印 刷 局

○第十三回  
帝國議會

衆議院議事速記録第一十一號

明治三十二年一月二十五日(水曜日)午後一時一分開議

議事日程 第十九號 明治三十二年一月二十五日

午後一時開議

第一 (第二號)明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

第二 (第五號)明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

第三 增稅法案(政府提出)

第四 新聞紙條例中改正法律案(政府提出)

第五 供託法案(政府提出)

第六 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

(政府提出)

第七 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律

第八 海港檢疫法案(政府提出)

第九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十 銀行條例中改正法律案(政府提出)

第十一 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律

第十二 稽師會法案(鈴木萬次郎君)

第十三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十四 葉煙草專賣法中改正法律案(政府提出)

第十五 特別委員長及理事左ノ通常選セラレタリ

第十六 明治三十年法律第十四號關稅定率法

第十七 失火ノ責任ニ關スル法律案(重岡彌五郎君)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案(第五號)

貴族院ヨリ商法修正案ヲ送付セラレタリ

貴族院ヨリ本院ノ回付ニ係ル千葉縣茨城縣境界變更法律案ハ本院ノ修正ヲ

可決シタル旨通牒アリ  
貴族院ヨリ所得稅法改正法律案ヲ回付セラレタリ  
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國民教育授業料全廢ノ建議案

提出者 根本 正君

栗原亮一君

高津雅雄君

高須賀讓君

安藤龜太郎君

阿部興人君

杉田定一君

大野龜三郎君

片岡健吉君

神鞭知常君

島田三郎君

星亨君

元田肇君

大岡育造君

平岡浩太郎君

鳩山和夫君

多田作兵衛君

大三輪長兵衛君

並河理二郎君

朝倉親爲君

栗原亮一君

河北勘七君

三田村甚三郎君

磯部八五郎君

中田彌平君

新井啓一郎君

花井卓藏君

理事

委員長

理事

委員長

理事

委員長

臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル大審院ノ裁判權ニ關スル法律案

理事



正、又一般ノ地租ヲ改正スルガタメニ要スル所ノ經費五十二万二百圓、是ガ大藏省ノ所管ヨリ要求ニナシテ居リマス、此總テノ稅法案ガ、昨年ノ内ニ早々通過致シマシタナラバ、本年ノ一月一日ヨリ實施ノ準備ニ取掛ルタメニ、追加案ヲ三十一年度ニ於テ三箇月分ヲ請求シテアツタガ、此諸法案ノ通過ガ後レマンタガタメニ、一月一日ヨリ之ニ著手スルコトガ出來マセスデアリマシタカラ、此三箇月ノ中一箇月分ハ請求ヲ致シマシテモ、之ヲ使用スル時期ト云フモノガナクナリマシタカラ、前一箇月ヲ要求スルノ必要ガナクナツタノデアリマス、其削減ノ結果、内國稅徵收費原案ノ二十九万九百六十八圓ヲ改メテ二十一万七千三百六十二圓、即チ七万四千六百六圓ノ減少、是ガ一箇月ノ減少デ、サウスルト此法案ニアリマス所ノ十四万二千三百八十三圓ト云フ數字ガ改メテ七十三万七千五百六十二圓トナルノデアリマス、第二號ノ修正ハ斯ノ如クデアリマスガ、其他ニ於キマシテ調査致シマシタ所ガ、別ニ修正ノ廉モナイデアリマスカラ、其外ノコトハ委員會ニ於キマシテ、原案ノ如ク可決スペキモノト決定致シタノデゴザイマス、併テ第五號ノ明治三十一年度歲入歲出豫算追加案ヲ報告致シマスガ、是ハ大分費目ノ箇條ガ多クアリマスガ、審査ノ結果、イヅレモ必要ニシテ已ムヲ得ザルモノト委員會ニ於テハ認メマシタ故ニ、詰リ原案ノ通總テ可決スベキモノト決定ヲ致シタノデゴザイマス、報告ハ斯ノ如クデアリマスガ、尙ホ委員會ノ決定ノ如ク可決セラレンコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 第二號ハ一括シテ議題ニナランコトヲ希望致シマス、而シテ大藏省ノ分デ、一箇月ノ費用ヲ減シタヽメニ、修正ヲ來シタ外ハ、原案ノ通テアリマスカラ、總テ委員會ノ報告通可決ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 第二號ノ全部ヲ議題ニ供シマス

〔委員長報告通異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 今恒松隆慶君ノ發議通、委員會ノ修正ノアル分ハ、委員會ノ報告、其他ハ原案通御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナレト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、議事日程第一第五號明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

○恆松隆慶君(九十七番) 本案ハ各省ニ段々別々居リマスガ、豫算委員會ニ於テハ分科會マテ開イテ、十分ニ質問ナリ審議ナリ致シテ、總テ已ムヲ得ナイモノト認メテ、全部協賛ヲ與ヘタ次第アリマスカラ、是モ此場合全部議題トセラレテ、直ニ決ヲ採ラレントヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、全部ヲ議題ニ供シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

正、又一般ノ地租ヲ改正スルガタメニ要スル所ノ經費五十二万二百圓、是ガ大藏省ノ所管ヨリ要求ニナシテ居リマス、此總テノ稅法案ガ、昨年ノ内ニ早々通過致シマシタナラバ、本年ノ一月一日ヨリ實施ノ準備ニ取掛ルタメニ、追加案ヲ三十一年度ニ於テ三箇月分ヲ請求シテアツタガ、此諸法案ノ通過ガ後レマンタガタメニ、一月一日ヨリ之ニ著手スルコトガ出來マセスデアリマシタカラ、此三箇月ノ中一箇月分ハ請求ヲ致シマシテモ、之ヲ使用スル時期ト云フモノガナクナリマシタカラ、前一箇月ヲ要求スルノ必要ガナクナツタノデアリマス、其削減ノ結果、内國稅徵收費原案ノ二十九万九百六十八圓ヲ改メテ二十一万七千三百六十二圓、即チ七万四千六百六圓ノ減少、是ガ一箇月ノ減少デ、サウスルト此法案ニアリマス所ノ十四万二千三百八十三圓ト云フ數字ガ改メテ七十三万七千五百六十二圓トナルノデアリマス、第二號ノ修正ハ斯ノ如クデアリマスガ、其他ニ於キマシテ調査致シマシタ所ガ、別ニ修正ノ廉モナイデアリマスカラ、其外ノコトハ委員會ニ於キマシテ、原案ノ如ク可決スペキモノト決定致シタノデゴザイマス、併テ第五號ノ明治三十一年度歲入歲出豫算追加案ヲ報告致シマスガ、是ハ大分費目ノ箇條ガ多クアリマスガ、審査ノ結果、イヅレモ必要ニシテ已ムヲ得ザルモノト委員會ニ於テハ認メマシタ故ニ、詰リ原案ノ通總テ可決スベキモノト決定ヲ致シタノデゴザイマス、報告ハ斯ノ如クデアリマスガ、尙ホ委員會ノ決定ノ如ク可決セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 全部ニ附イテ御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス——議事日程第三、頓稅法案第一讀會ノ續、委員長報告

### 第三 頓稅法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

### ○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 議長

(山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル)

○山内吉郎兵衛君(二百四十番) 頓稅法案ハ吾々外八名、即チ九名ヲ以テ特別委員トセラレマシテゴザイマス、三十一年ノ十二月二十二日豫テ報告書ヲ御受取ニナシテ居リマス通修正ヲ加ヘマシタ次第デアル、此修正ヲ致シマシタ理由ト云フモノハ、唯稅ヲ徵收致シマス場合ニ於テ、是ダケノ文字ヲ入レテ置キマシタナラバ、唯迷ガナクシテ見易キモノト思量シテ是ダケノ修正ヲ插入致シマシタ次第デアリマス、元來此議案ト申シマスモノハ、慶應時代ニ各國ト約束ヲ致シマシタ條約ニ依クテ、頓稅ト云フモノヲ取ルコトガ出來ナカッタノデアリマス、ソレガ故ニ唯大小ノ船ヲ問ハズ、手數料ヲ十五圓ト七圓ノ金ヲ徵收ヲ致シマシタモノデゴザイマスル、然ル處ガ本年ノ七月限デ、此頓稅ヲ取ルコトノ出來ナイト云フ契約ガ廢止ニナリマシテ、八月以後ハ頓稅トシテ徵收スルコトガ出來ルノデゴザイマス、又外國ノ比例ヲ取リマシテモ、矢張日本ニ於テ——我帝國ニ於テ是ダケノ頓稅ヲ取ルノハ、比較上至當ナ比例ニナシテ居リマスル、而シテ此我國へ這入ツテ參リマスル所ノ外國船ノ噸數ト申シマスルモノヲ取調べテ見マスレバ三万九千七百二十噸、內國船ガ此頓稅ヲ取ルト致シマシテ、是マデノ比例ニ依クテ積算ヲ致シマスレバ、七千八百六十噸位ナモノデアル、テ、今年徵收ヲ致シマスル所ノ金額ハ八月以後デゴザイマスルカラ、三十一万七千圓ニ相成リマスル、又是マデ手數料トシテ取ツテ居リマスルモノハ、一箇年度即チ八月マデノ所デ九万四千圓デゴザイマスル、總體此頓稅法ニ依リマシテ徵收ヲ致シマスル一箇年ノ全數ヲ積算致シマスレバ、四十七万五千圓ト云フ金ヲ徵收スルコトニ相成リマスル次第デゴザイマス、先づ頓稅ヲ取りマスルコトニ相成リマスレバ、五分ノ一次第デゴザイマス、先づ頓稅ヲ取りマスルコトニ相成リマスレバ、右ノ事實ニ依リマスガ即チ我國ノ内國ノ船カラ取ル五分ニ致シマシテ、其四分ハ外國船ヨリ徵收スルト云フコトニ相成リマスル次第デゴザイマス、右ノ事實ニ依リマステ、數字ノ上カラハ政府案ノ通デ可決致シマシタ次第デゴザイマス、尙ホ此コトニ附キマシテハ、段々御議論モアルコトデゴザイマスカラ、制規ノ日數ヲ經テ、二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガゴザイマセネバ、二讀會ヲ開クヤ否ヤニ附イテ採決ヲ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ二讀會ヲ開クモノト致シマシテ、制規ノ日數

ヲ經テ、一二讀會ダケハ他日ニセラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 一二讀會ヲ開クト云フコトニ附イテ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第一讀會ヲ開クコトニ致シマシテ、定規ノ日數ヲ經テ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○藤金作君(百三十六番) 此間ニ議長ノ許可ヲ得マシテ、特別地租年限ニ關スル法律案ノ特別委員會ヲ開キタイト思ヒマス、該案ノ委員諸君ハ、第四特別委員室ニ御捕ニナルヤウニ願ヒタ

○議長(片岡健吉君) 今藤金作君カラ、此時間ニ委員會ヲ開キタイト云フ御請求アリマスルガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○橋本久太郎君(二百三十二番) 私モ訴願法中ノ改正法律案ノ委員會ヲ此間ニ開キタイト積デアリマスカラ……

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○島田三郎君(二百五十五番) 丁度同ジコトデアリマスガ、營業稅ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 橋本久太郎君、島田三郎君カラ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマスガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス——議事日程ノ第四新聞紙條例中改正法律案第一讀會ノ續——關信之介君

第四 新聞紙條例中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長)

(關信之介君演壇ニ登ル)

○關信之介君(六番) 新聞紙條例中改正法律案ノ經過及結果ヲ御報告致シマス

○本案ハ極テ簡單ナル所ノ改正案デゴザイマシテ、委員會ニ於テハ満場一致ヲ以テ可決ノコトニ決シマシタ次第デゴザイマス、其委員會ニ於キマシテ此案ニ賛成ヲ致シマシタ理由ヲ短簡ニ述ベマスレバ、此現行新聞紙條例第六條ニハ、内國人ニシテ満二十歳以上ノ男子ニアラザレバ發行人編輯人印刷人トナルコトが出來ナインデアリマス、然ルニ此改正條約實施ノ結果ト致シマシテ、外國人モ即チ我帝國ニ於テ新聞紙雜誌等ノ發行ヲ致サナケレバナラナシテ、又爲ル譯デアリマス、然ルニ内國人ト限リマスレバ、外國人ハ是等ノ業務ニ從事スルコトが出來ナイコトニナリマス、又男子ニアラザレバトゴザイマスレバ、女子ニハ斯ノ如キ營業ノ自由ヲ與ヘナイコトニナリマスルガ故ニ、是等ハ改正條約ノ結果ト致シマシテ、又今日國運進歩ノ場合ト致シマステ、已ムヲ得ナイコト、認メマシタガ故ニ、委員會ニ於テハ満場一致ヲ以テ

贊成致シタ次第デゴザイマスカラ、何卒本會ニ於テモ、満場一致ヲ以テ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○伊藤直純君(百三十四番) 是ハ政府案トソレカラ貴族院ノ修正ト一タ通ゴザイマスガ、唯今委員長ノ報告ハドチラヲ可決シタイト云フコトデゴザイマスカ、ソレヲ伺ヒタ

○關信之介君(六番) 是ハ貴族院ノ通「現ニ」ト云フ字ヲ除キマシタ

○恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ極簡短ア質問ハナイデセウ、却ツテ質問スルトオカシイヤウナ間違ガ出來マス故ニ、直チニ讀會ヲ省略シテ可決セラレントコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今恵松隆慶君カラ、本案ハ讀會ヲ省略シテ直チニ確定議ニシタイト云フ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長ノ報告通御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程ノ第五供託法案第一讀會ノ續——兒島惟謙君——高須賀穂君

第五 供託法案(政府提出貴族院送附) 第一讀會ノ續(委員長)

(高須賀穂君演壇ニ登ル)

○高須賀穂君(一百七十二番) 供託法案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本月ノ二十日ニ委員長及理事ノ選舉ガゴザイマシテ、兒島惟謙君ガ委員長ニ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通確定致シマス、二十三日ニ委員會ヲ開キマシタ所デ、委員會ニ於キマシテハ、満場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタノデゴザイマスカラ、ドウカ本院ニ於キマシテモ、満場一致ヲ以テ御協賛アランコトヲ願ヒマス

○恵松隆慶君(九十七番) 是モ色々法律ノ改正ノ結果デナフタモノデゴザイマスカラ、モウ無論讀會省略シテ可決アランコトヲ希望致シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマス

供託法案  
○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ委員長ノ報告通デ、御異議アリマスマス

確定議  
○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ委員長ノ報告通デ、御異議アリマスマス

確定議  
○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテハ委員長ノ報告通デ、御異議アリマスマス

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通確定致シマス、次ハ議事日程ノ第六薬品營業並薬品取扱規則中改正法律案第一讀會ノ續——脇坂行三君

第六 薬品營業並薬品取扱規則中改正法 第一讀會ノ續(委員長)

(脇坂行三君演壇ニ登ル) 律案(政府提出貴族院送付)

本案ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、委員會ハ

本月ノ十九日ノ日ニ當リマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテゴザイマス、ソレカラ二十三日ニ再び委員會ヲ開キマシテゴザイマス、同日ハ政府委員モ

出席ニナリマシテゴザイマス、本案ニ對シマスル所ノ質問ヲ委員諸君ノ中カラ致シマシテゴザイマスガ、此薬品營業並ニ薬品取扱規則ハ、此質問ニ應ジ

マシテ政府委員ノ答ニ依リマスレバ、現行ノ薬品營業並ニ薬品取扱規則ニ於キマンテハ第三條ニ薬剤師ノ免狀ヲ得マスル所ノ手續ガゴザイマスノト、第

四十六條ニ尙ホ此免狀ヲ得マスル所ノ條項ガゴザイマスルデアリマスケレドモ、此第三條ニ於キマンテハ、政府委員ノ答ヘマスル所ニ依リマスレバ、斯

ウ云フコトニナツテ居ルト云フノデアリマス、第二條「薬剤師免狀ヲ得ント」スル者ハ試験及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由シ内務省ニ願出ヘシ」斯ウ云フコトニナツテ居リマス、第四十六條ニ於キマンテハ「第四十六條醫科大學藥學

科及高等中學校ノ醫學部藥學科ノ卒業證書ヲ有シ年齡滿二十年以上ノ者ハ此證書ヲ以テ此規則第三條ニ依リ薬剤師免狀ノ下附ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ内務大臣ハ試験ヲ要セシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ」斯ウ云フコトニ第四十六條ハナツテ居リマスノテゴザイマス、而シテ此本案ノ提出ニナ

リマンタ要旨ト申シマスルモノハ、外國ノ大學藥學部若クハ藥學校ニ於テ卒業シタル者、又ハ外國ニ於テ薬剤師免許ヲ得タル者デゴザイマシテ、此内國ニ於テ開業免狀ヲ得ヤウト致シマスル場合ニ於キマンテハ、此條規ハ更ニ現行ノ法律デハゴザイマセヌノデアリマス、然ルニ醫師免許規則ノ方ニ依リマスレバ、既ニ外國デ卒業致シマシタ、即チ外國ノ大學藥學部若クハ醫學校ニ於テ卒業致シマシタ所ノ者ハ、其卒業證書又ハ外國ノ開業免狀ヲ所持シテ願出デマスルトキニハ、免狀ヲ下付セラル、コトガアリマスノデゴザイマスト云フ箇條ガゴザイマス、藥劑師ノ方ハサウ云フ條項ガ、現行ノ法律デハ設ケテゴザイマセヌ故ニ、是ハ均衡上カラ往キマシテモ、藥劑師ノ方モ矢張サウ云フ場合ニハ、醫師免許規則ニゴザイマス如キヤウナ性質ニナラヌケレバ、尙更不都合デアラ

ウ、此場合ニ於キマンテハ、目下必要ナコトデアルカラ、此案ヲ提出シタ譯デアルト云フ、斯ウ云フ説明ニアリマシタノデアリマス、委員會ハ其説明ヲ

聞キ尙ホ審議致シマシタ所ガ、政府ヨリ提出致サレマシタル所ノ本案ニ對シマシテハ、満場一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタ次第デ、本院ニ於テ即チ可決スベキモノナリト決定致シマシタ譯デゴザイマスカラ、希クハ満場諸君ニ於テモ、満場一致ヲ以テ御可決下サルコトヲ熱望致シマスル次第ゴザイマス、此段報告ヲ致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 是モドウカ質問ハ無サ、ウニ見受ケラレマス、極簡短ノ案デ、又委員長ガ詳シク説明セラレ能ク分リマシタ、是モ讀會省略デ決定セラレシコトヲ望ミマス

(「贊成々々」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

第七 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル 法律案(政府提出)

確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會省略ニ致シマス、本案ニ附イテハ委員長ノ報告通デ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定致シタモノト認メマス、

議事日程ノ第七沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案、第一讀會ノ續——寺田彦太郎君

第七 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル 法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(寺田彦太郎君演壇ニ登ル)

○寺田彦太郎君(六十三番) 沖繩縣砂糖買上制度廢止ニ關スル法律案ノ特別委員會ヲ御報告申上ゲマス、是ハ御手許ニ迴リマシタ此理由書デ、極ク簡短ナ次第ゴザイマス、此砂糖ヲ買上ゲマシテ、其買上代ハ公定價額ヲ從前ヨリ一定ノ價額デ買上ゲ、而シテ其中ヨリ此烟租ノ麥ニ下ノ大豆ト其石代金ノ上納スペキ分ヲ差引キマシテ、而シテ残リノ金ハ——残リノ數量ハ賣却致シマシテ、其賣却ハ時ノ定價ヲ以テ賣却致シマスルト、大キニ其處ニ剩餘ガアリマス、其剩餘ノ中カラ、右申上ゲマシタル烟租ノ代金ヲ引去リマシテ、其剩餘ノ分ハ政府へ收入ニナリマシタ、サウスルト烟租ヲ取リマシテ尙ホ其上ニ餘分ノ品ヲ徵收スルヤウニナリマス、是ハ全ク從前ヨリノ次第デ、大キニ當時ノ世態ヘ當リマセヌ、彼ノ國ノ追ニ制度モ立チマシタリ、無論斯様ナ重複ナシテ、内地雜居デモ致シマシタトキハ、外國人ノ藥劑師杯モ亦ヤツテ來ルデアラウト云フノデゴザイマス、サウ致シマスレバ矢張サウ云フ場合ニハ、醫



第十一條 第二條第五條第七條第八條ノ規定ニ違背シタルモノハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 此ノ法律ノ執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨害シ又ハ検疫官吏ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ事實ヲ答辯シ又ハ其ノ命令ニ從ハサル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

船長若ハ船長ノ職務ヲ行フ者前項ノ罪ヲ犯シ又ハ船客乗組員ノ之ヲ犯スヲ知テ制止セサルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

#### 附 則

第十四條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條

第十四條 内外國ノ軍艦ニシテ検疫ヲ施行セル港ニ來航スルニ當リ第四條

第一項各號ニ該當スル事實ナキトキハ其ノ艦長及醫官ヨリ書面ヲ以テ檢疫官吏ニ其ノ旨ヲ明告スヘシ

内外國ノ軍艦ニシテ第二條第二項第四條第一項各號ノ一ニ該當スル事實アルモノハ檢疫官吏ニ於テ其ノ艦ト陸地又ハ他船トノ交通乗組員ノ上陸、物件ノ陸揚ヲ制限スルコトヲ得又同上ノ軍艦ニシテ第五條ノ規定ニ該當スル場合ハ其ノ地ノ警察官吏ニ於テ以上ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第二條第二項及第五條ニ該當スル事實アルトキハ艦長及醫官ヨリ其ノ旨ヲ檢疫官吏又ハ警察官吏ニ通知スヘシ

前三項ノ外軍艦ニ對スル檢疫ハ檢疫官吏ニ於テ艦長ト協議シ此ノ法律ノ規定ニ準シテ適宜ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第十五條 明治十二年第二十九號布告明治十五年第三十一號布告明治二十四年勅令第六十五號明治二十七年勅令第五十六號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

(政府委員内務省衛生局長長谷川泰君演壇ニ登ル)

○政府委員(長谷川泰君) 此本案ヲ提出致シマシタ理由ハ、既ニ理由書ニ記載致シテゴザイマスカラ、御覽下サツタコト、信ジマスガ、其要點ハ從來船舶ノ検査ヲ致シマスルケレドモ、多ク病氣ガ内地ニ侵入致シマシテカラ、ヤルヤウナ次第テ、時機ヲ失ヒマスノデアリマスカラ、此法案ヲ施行致シタイ、今一ツハ從來ノ——現行ノ法律ニ依リマスト云フト、虎列刺ト「ペスト」トノ船舶検疫ハ出來マスルケレドモ、彼ノ恐ルベキ天然痘患者ヲ船舶デ輸入致シマスルノハ、檢疫ガ出來マセヌコトニナツテ居リマス、旁々右ノ理由ヲ以テ、常設檢疫ノ必要ヲ感ジマシテ、提出致シマシタ次第ゴザイマス、願ハクハ御賛成アランコトヲ偏ニ希望致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 是モドウモ質問ハナサウデゴザイマス、衛生ノ日程ニ移ラレンコトヲ望ミマス

- 議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第九特別委員ノ選舉ニ移リマス 第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
- 恵松隆慶君(九十七番) 九名ノ委員、議長指名ト云フコトニ……  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議ガナケレバ、其通り致シマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第十二銀行ニ關スル法律ニ定メタル過
- 料ニ關スル法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十二 銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關ス  
法律案(政府提出)

銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル法律案  
(政府提出)

銀行ニ關スル法律ニ於テ定メタル過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

○恵松隆慶君(九十七番) 是ハ矢張一ツ委員ノ方ガ、却テ調査ガ宜カラウト思ヒマス、前ノ委員ニ付託サレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程第十三特別委員選舉ニ移リマス

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員選舉

○恵松隆慶君(九十七番) 前ノ委員ニ付託サレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 前ノ委員ニ付託シテ、御異議ガナケレバ、前ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十四葉煙草專賣法中改正法律案第二讀會本案第二條ヨリ委員修正ノ第十九條ノ四マデヲ議題ニ供シマス

第十四 葉煙草專賣法中改正法律案(政府提出)

第二讀會

○大三輪長兵衛君(百四十八番) チヨラト質問ガシタウゴザイマス、此第十九條ノ五ニ「煙草ノ製造ヲ業トスル者營業場一ヶ所毎ニ金五拾圓葉煙草賣買ヲ業トスル者金五拾圓」斯ウニシニナッテ居リマスガ、製造業者ガ葉煙草ヲ賣買スレバ又五拾圓取ル、斯ウ云フ精神デゴザイマスカ、又兩方カラ取ラナイ必ズ營業場ヲ持テ居ル者ハ五十圓サヘ出セバ、葉煙草ヲ賣買シテモ差支ナイト云フノデゴザイマスカ、此理由ダケヲ一ツ政府委員ナリ或ハ委員長カラナリ、ドチラデモ宜シウゴザイマスガ、御説明ヲ願ヒタイ

○藤金作君(百一十六番) 議長

○議長(片岡健吉君) 御質問デスカ

○星亨君(二百三十四番) ドコカラ、ドコマデ掛クテ居ルノデス

○議長(片岡健吉君) 始メカラ委員修正ノ第十九條ノ四マデ

○大津淳一郎君(百九十五番) 私ハ意見ヲ述べマス

○議長(片岡健吉君) ツレナラ少シ御待チナサイ、質問ガアリマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) ドウゾ質問ダケハ、御差支ガナケレバ、御答ニナルヤウニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 今ノ質問ハ少シ聽取り兼ネルト云フコトデゴザイマス、モウ一ツ御述ベナサイ——政府委員ガ今ノ質問ヲ聽取り兼ネタ

○議長(片岡健吉君) 宜シイ

○大三輪長兵衛君(百四十八番) サウスルト煙草ノ製造ヲ業トスル者營業場一箇所毎ニ金五十圓、葉煙草賣買ヲ業トスル者金五十圓、斯ウニナッテ居リマスガ、此煙草ノ製造ヲ業トスル者ハ、一箇所五十圓出シマシタナラバ、葉煙草ノ賣買ハ差支ゴザイマセカ、又ソレヲ自分ガ買ヒマシタ者ガ、例ヘバ、不用ニナクテ居ル、製造者ガ製造スル積リデ買フタ煙草ヲ賣ルト云フコトガ出來ナイトモ云ヘマセヌ、サウスルト矢張五十圓ノ鑑札ヲ持タネバ賣レヌノデスカ、ドウ云フ精神デアルカ、其邊ヲ承ツテ置キタイ

○政府委員大藏省專賣局長仁尾惟茂君演壇ニ上ル」  
(政府委員大藏省專賣局長仁尾惟茂君演壇ニ上ル)

○政府委員(仁尾惟茂君) 便宜ノタメ政府委員ガ解シマスル所ノコトヲ以テ、御答ヲ致シノ置キマスガ、今大三輪君ノ御尋ノ製造業者ハ葉煙草ノ賣買ガ總テ出來ルカト云フ御尋ノヤウデゴザイマスガ、ソレデ固ヨリ第五條ニ於キマシテヘ、免許ヲ受ケマシタレバ、即チ此第十九條ノ四ニ於キマシテ讓渡ヲ受ケラレルコトガ取除ケニナツテ居リマス、製造業者ガ讓渡ヲ受ケルコトヲ得マスノデゴザイマス、即チ買フコトヲ得マスノデゴザイマス、併シ是ハ賣買ノ目的ヲ以テスルノハ、即チ第二項ノ賣買ヲ業トスルモノト云フコトガ主トナッテ居リマスカラ、ソレデ製造ノ目的デ買フノハ、無論宜シウゴザイマスガ、賣買ノ目的デ他ヘ賣リマスノハ、此條ハ許シマセヌノト解釋致シマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) モウ一ツ伺ヒマスガ、私ハ大變心配致シマスノデ、製造ノ目的デ買ヒマシタガ不用ニナシテ賣リマス、サウ云フ場合ニ……

○政府委員(仁尾惟茂君) 賣買ノ目的デナクバ、差支ナイト、斯フ思ヒマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 私ハコ、ヲ明ニシテ置キマセヌト、後日ニ甚ダ困難ガ起ラウカト思ヒマスガ、先ヅ其製造者ハ此五十圓ヲ出シテ葉煙草ヲ買フ、ソレガ若シ不用ニナシテ賣フテモ、賣買料ノ五十圓ハ出スニ及バヌノ

○政府委員(仁尾惟茂君) 賣買ヲ目的トスル者ハ、矢張賣買ノ免許ヲ受ケナケレバナリマセヌ、製造ノ目的デスルモノハ……

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 賣買ノ目的デナイト云フ口實が出來ヤウト思ヒマス

○政府委員(仁尾惟茂君) 製造ノ目的デ買ヒタノガ、不用ニナシテ營業者ニ賣渡スノハ、差支ナイト解釋致シマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) サウスルト先ヅ二重ニハ取ラナイト云フノデスカ、製造ノ目的デ買ヒタモノニアレバ、不用ニナシテ、賣フテモ、五十圓ノ賣買免許ガナクテ宜シト云フノデスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) 差支ナイト解釋シテ居リマス

○大津淳一郎君(百九十五番) 唯今ノ第二條カラ第十九條ノ政府案ノ——修正案ノ四デゴザイマスナ、ツレマデノ間ノ議題ノ中デ、大分委員會ノ修正ガ澤シウゴザイマスカ

○大津淳一郎君(百九十五番) 唯今ノ第二條カラ第十九條ノ政府案ノ——修正案ノ四デゴザイマスナ、ツレマデノ間ノ議題ノ中デ、大分委員會ノ修正ガ澤

正モ澤山ニナル、至極御心配ヲ下サレマシタ、御心勞ヲ謝シマスルガ、此中  
デ甚ダ氣ニ入ラナイノガ、第五條ナドガ氣ニ入ラナイ、是ハ私ガ贊成ガ出來  
ナイ、餘リ長ク骨折ラテ、委員ノ諸君ガ御調ベニナツカカラ、サウ政府委員ト能  
ク御相談デ出来タノデ宜イヤウデゴザイマスルガ、御相談ガ念ガ入り過ギタ  
モノト見エテ、政府ノ方ノ收稅ノ役人ノヤウニ、收稅ノ便利ヲ計ルト云フ方  
ニ腦隨ガナツテシマツテ、此法律ニ支配サル、所ノ耕作人其他營業人ノ便利ト  
云フ方ハ、トント少ナイ、修正方ガ此中ニ澤山アルト思フデ、私ハ茲ニ第二  
カラ第十九人四マデノ間デ、委員會ノ修正ニ反對ヲ致シマスルノハ、第五條  
ヲ全部削ラテシマヒタイ、是ハ甚ダ不都合ナル委員會ノ修正ナノデゴザイマ  
ス、此趣意ハ斯ウ云フコトシテ葉煙草ヲ減多ニ作シテハナラヌ、葉煙草ヲ澤山  
作ルモノガ出來レバ、是切リノ段別シカ作シテハナラヌ、斯様ナ土地ニ葉煙草ヲ  
作ラテハナラヌト云フコトヲ法律ヲ以テ役人が壓付ケルト云フコトハ、  
稅ヲ取ルト云フ目的カラ言ヘバ、日本國中各所ニ一畝歩一段歩ノ葉煙草屋が  
出來テハ、成程其收入ニモ検査ニモ總テ差支ガアルニハ相違ナイ、サリナガ  
ラ葉煙草ト云フモノハ、自然ノ地味自然ノ耕作人ノ慣習ガアッテ、無暗ニ出來  
ルモノデハナイ、又出來タ所ガ成ルタケ自由ヲ與ヘラレルダケハ與ヘナイデ  
ハナラヌ、斯様ニシマスルト、第一ノ趣意ガ農產物ノ發達ヲ妨ゲルト云フノ  
デアルガ、ソレガ此法案ノ第一ニ惡ルイ趣意デアル、ソレカラ葉煙草ヲ作ル  
農民ノ自由ヲ妨ゲテ非常ニ壓付ケテシマフト云フコト、斯様ナ無法ナヤリ方  
ナノデス、稅ヲ取ルト云フ方ノ便利ハアリマスケレドモ、マダ此先ハ卒ザ知  
ラズ、私ハ斯ウ云フコトヲ絕對ニ此先キ幾十年モ斯ウ云フ法案ヲ置カナイト  
ハ言ハヌ、併ナガラマダ葉煙草專賣法ト云フモノガ、昨年一月カラ實施シテ、  
漸々去年作シタ葉煙草ヲ持シテ來テ、ソレヲ役人ガ始メテ賣出スト云フ有様  
デ、始ド葉煙草專賣法ト云フモノハ、マダ經驗ト云フモノハ少シモナイ、故  
ニ葉煙草ヲ作ラセナイヤウニスルノハ殆ド無理モナイ、併シマダ經驗ヲ積マヌ  
ト云フノデ、各國ノ種子ヲ持シテ來タリ、二度作ラシテ見テモ、此土地地出  
來ルト云シテ獎勵スルカト云フト、一方ニ餘リ作リ過ギルカラ、壓付ケテ  
葉煙草ヲ作ラセナイヤウニスルノハ殆ド無理モナイ、併シマダ經驗ヲ積マヌ  
ト云フノデ、耕作人ヲ壓付ケテ行クト云フノハ、法ヲ立テルト云フノハ、マダ早  
イ、是ハ餘程考ヘ物デ、斯ウ云フモノヲ極メテ、斯ウ云フ苛酷ナ法ヲ極メテ、  
今ノ專賣所ノ役人ガ此處ニ葉煙草ヲ作シテハナラヌ、此處ノ段別ガ多イカラト  
云シテ、壓付ケルト云フコトハ、餘程害ヲナスコトデアル、而シテ此葉煙草  
專賣所ノ御役人、實ハ大變立派ナ御役人バカリデハナイト云フヨリ外ハナイ、  
始メテ造ル位ノ官衙デアルカラ、經驗ノナイバカリデナク、諸官省諸官衙ノ  
役人ニ比較シテ見レバ、人物ノ下タ人ガ多イ、其役所ノ人ニ、斯ウ云フ  
コトヲ取扱ハシテ、農產物ノ發達ヲ壓ヘルコトヲ付與スルノハ——ソレ等ノ  
コトヲ彼等ノ權能ニ任セルト云フコトハ、實ニ是ハ惡イコトデゴザイマス、  
併シ之ヲ私が十年モ二十年モ三十年モ四十年ノ後マデモ、決シテ壓ヘナイト

云フノデハアリマセヌガ、今日デハマクスウ云フ法律ヲ立テルノハ、苛酷  
稅ヲ取ルト云フ役人ノ腦隨ハ卒知ラズ、多少農作物ノ發達ヲ計ラウト云フ方  
ニハ無理ナコトデゴザイマス、又併シ斯ウシテ葉煙草ガ餘ヲ來ルト云フ御  
考ガアルカ知レマセヌガ、ソレハ價格ガ騰シテ來ナイカラ誰モ作りハ致シマセ  
ヌ、又斯ウ云フ風ニ制限シテ、各所ニ葉煙草ヲ作ルコトガ出來ナイヤウニシナ  
ケレバ、第一ノ產地神奈川ノ秦野ノ如キ、茨城ノ天下野ノ如キ、鹿兒島ノ國  
分ノ如キ、有名ナ產地ノ保護が出來ナイト思召スカ知レマセヌガ、是ハ固ヨ  
リサウ云フ處ニ出來ルノハ良イノデゴザリマスカラ、買上ゲル方ニ於  
テモ必ズソレ等ノモノハ、勞力肥料等ノ經費カラ算當シテ、買上ゲテ惡イモ  
ノト同ジヤウナ價格ヲ以テ、買上ゲルト云フ譯デハナイ、又葉煙草ト云フモノ  
モ自然此地味ニ適シタ、又耕作人ノ從來ノ習慣モゴザイマスカラ、打棄  
テ置イタ所ガ、名產地ガ潰レテ、是マテ葉煙草ヲ作ルナイ土地ガ、俄ニ一二年  
ノ中ニ葉煙草ノ產地ニナカテシモフト云フヤウナコトハ、既往數百年ノ經驗ニ  
依シテモ分ルコトデゴザイマスカラ、其ヤウニ無理ニ壓ヘ附ケナクテモ宜イ、  
無暗ニ葉煙草ハ出來ナイ、今少シ是ハ前途ノコトヲ御考ニナラレタ方ガ、立法  
者トシテハ宜カラウト思ヒマスカラ、第一ニ第五條ノ委員修正ヲ此處ニ消シ  
テシマヒタイ思ヒマス

## 〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○藤金作君(百一十六番) 私ハ專賣法案ノ委員長ヲ不肖ナガラ致シマテ、此  
修正案ヲ報告致シマシタ、其報告ニ附イテ第五條ニ唯今反對ノ御議論ガアリ  
マスル、就キマシテ此御議論中ニモ聊カ穩デナイヤウニモ感シマシケレド  
モ、ソレ等ノコトハ敢テ意トスルデハゴザイマセヌガ、此第五條ヲ必要ト認  
メテ修正致シマシタコトニ附イテハ、一ト通辯明ラスルダケノ義務ガアルト  
存ジマス(辯明デスカ)ト呼フ者アリ)耕作ノ區域ヲ限ルト云フコトハ宜シク  
ナイト云フ其御議論ニ於テハ、誠ニ立派デアルト私モ存ジマス、併ナガラ葉  
煙草專賣ト云フコトバ、其財源トシテ國家が必要ノ場合ニ、此無理ナ法  
ヲ設ケタノハ、即チ已ムヲ得ヌ次第デアル、政府ニ於テ買ヒ政府ニ於テ賣ル  
デナケレバ、一般ノ人民ニハ之ヲ許サヌゾト云フコトハ、初カラ無理ナ法律  
ヲ作シタニ相違ナイ、然ルトキハ政府ハ此財源ノ目的ヲ達スルノ必要モア  
ル、又ニハ葉煙草ト云フモノハ、御承知ノ如ク何レノ土地ニモ無暗ニ耕作  
シテ、決シテ其利益アルモノデナイ、マ利益ノナイノハ其耕作人ノ自業自得ト  
シテ、之ヲ敢テ問ハヌトシテ、自由耕作ヲ許シテ宜イト云フ議論デゴザイ  
マス、サリナガラ政府又此耕作スルモノハ、必ズ買上ゲネバナラヌ義務ガア  
ルノデアル、又名產地トシテ葉煙草ノ耕作ニ年來益々改良ヲ致シテ居ル所ニモ、  
此專賣法デ政府ノ買收ト云フコトニ附イテ、無限ニ耕作ヲ致シマスルトキニ  
於テハ、勢一般ノ葉煙草ノ價額ヲ安ク引下グネバナラヌ、此場合ニ於テ非常  
ナル政府モ迷惑ヲシテ、此從來土質氣候其他葉煙草ニ適當ナル土地デ耕作レ  
テ來タモノハ、容易ナラヌ迷惑ヲシテ、無暗ニ經驗ナキ所ニ耕作ヲシテ、損害ヲ

於テハ精々調査ノ上、斯ノ如クナクテハ宜シクナイト云フコトヲ大モニ必要ト認メテ、修正案ガ成立シタ次第ゴザリマスル、唯御議論トシテ共倒レシテモ、政府ガ共倒レシテモ、耕作人モ共潰レシテモ、構ハナイト云フ御議論デアレバ格別、此專賣事業ハ我國ノ財源トシテ、將來大イニ望アリ、又此事業ヲシテ益々發達セシメヤウト云フ場合ニ於テハ、第五條ハ最モ必要ナルコト委員會ハ信ジマスル譯デ、修正致シマシタ次第デアル、故ニ永ク掛ケテ精密ニ調査ヲ致シマシタ結果、決シテ政府ノ利益ノミヲ計ツテ無暗ニ斯ウ云フ案ヲ立テタノデハゴザイマセヌ、實地斯ノ如クナラナクチヤナラナイノデアル、且ツ先刻ノ御議論ヲ伺ヒマスレバ、將來ハ斯ノ如キ區域ヲ定メテモ宣カラウト御述ベニナリマシタガ、將來ハ却テ此自由ヲ解イテ宣カラウト思ヒマス、今日ノ場合ハ益々此區域ヲ定メルコトが必要ト委員會ハ信ジマシタノデアリマス、敢テ攻擊辯論スル譯デハアリマセヌガ、委員會ノ經過ト其調查ノ次第一應述ベマスルカラ、左様御承知ニナリタイ

○工藤行幹君(百一十五番) 私モ此五條ニ附イテハ委員會ノ修正ニ反對スル者デゴザリマスル、ナゼナラバ、全體此修正ト云フモノハ、如何ニモ私ガ不審チ位ナモノニアリマスル、昨年カラ此コトハ施行シテ、政府ニ於テ敢テ之ヲ耕作ノ場所ヲ限ラナクテモ宜シトイ認メルカラ、敢テ斯ウ云フ制限ヲ置カナイノデアル、當局者ガ既ニ之ヲ必要ト見ナイモノハ、此議會ガ立法者トシテ此處ニ煙草ヲ作ラセルコトハ出來ナイ、此處デヤルコトハ出來ヌト云フ法律ヲ拘ヘルト云フコトハ、何事デアルカト云フノガ、私ノ第一ノ不審デアル、煙草カラ稅ヲ取ッテ國ノ財源ニ充ツルコトニ附イテハ私共極賛成デアル、斯ウ云フノデ、ソレヲ高クシャウトドウシヤウト、ソレハ當局者ニ於テ十分是ハ稅ヲ取ルノハ宜シイ、然レドモ當局者ガサウデナクテ宜シトイ云フモノハ、此立法部デ何モ人民ノ自由、或ハ農作ノ自由ヲ妨害シ、サウンテ此處ヘ區域ヲ立テルノハ、何等ノ必要デゴザイマス、酒ノ如ク政府ガドウシテモ取締ガ出來ナイカラ、何百石以上デナクチャア許サヌト云フ、斯ウ云フノデゴザリマスルニ附イテ、ソレナラバ尤ナコトデアル、ソレナラバ之ニ協賛ヲ與ヘルト云フコトハ當然アルケレドモ、政府望ミデナイノニ、之ヲ殊更ニ束縛シテヤラウト云フコトハ、私ハ如何ニモ委員ノ修正ノ本意ガ違ツテ居ラウト思ヒマス、且ツ又大津君ノ言ハル、通、又政府ニ於テモ是等ノコトニシカレバ自ラ作ラナクナツテ來ルノデアル、然ラバ政府ニ於テモ別ニ差支ハ

ナ、又人民ニ於テモ拆角此勸業上農作物ノ進歩トシテ葉煙草ヲ作<sup>タ</sup>テ、ソレ  
ダケノ耕作ノ歩<sup>フ</sup>進メタイ、煙草ハ隨分利益ノアルモノテアリマスルカラ、  
之ヲヤルト云アノニ、無經驗ナル政府ヲ以テ、無暗ニ之ヲ彼處ガナラ又此處  
スウナクチヤナラスト云フ場合ガ來<sup>タ</sup>テコソ、之ヲヤルト云アノハ仕方ガナ  
イケレドモ、其處ノ場合ニ至<sup>タ</sup>ナイ、當局者ニ於テ反對ガ大キト云フノニ、  
殊更ニ人民ノ自由ヲ害シ、人民ガ煙草ヲ作ルコトガナラナイト云コトニナシ  
タナラバ、或ハ不案内ノ役人カラ無暗ニ檢束セラレテ、餘程人民ガ迷惑スル  
場合ガアルカモ知レナシ、罪ヲ犯シテ他ヘ賣<sup>タ</sup>トカ云フナラバ、ドンナ罰  
則ヲ受ケテモ宜イケレドモ、無經驗ナル役人カラ、此處ニ作ルコトハ出來ナ  
イ、彼處デヤルコトハ出來ナイト云ウテ、人民ノ束縛ヲシ、又人民ノ營業ヲ  
害スルト云フコトハ、到底許サヌコトデゴザイマスカラ、ドウゾ満場一致ヲ  
以テ之ヲ廢棄致シタイト私ハ存シマス

○橋元易君(七十六番) 私モ此委員一人デゴザリマスルカラシテ、今諸君  
ノ此五條ニ附イテ反對ガアリマスルカラシテ、一應趣意ヲ申上ゲタイト考ヘ  
マスデ、此五條ト云フモノハ大體ノ上ニ於テ、諸君ハ誤解ヲシテ居ラレルノ  
デゴザイマス、此五條ト云フノハ、政府ガ官費若クハ公費ヲ以テ各地ニ試作  
ヲ施シマシテ、而シテ適當ナル所ノ土地ハ、此處ハ煙草ヲ植エテ差支ナシ土  
地デアル、適當ナル土地デアルト云フコトヲ定メヤウト云フノデアル、此第  
五條ハ直チニ政府ガ區域ヲ定メシマウト云フ所ノ五條デハアリマセヌ、即  
チ公費ナリ官費ナリテ試作ヲサセマシテ、而シテ適當ナル所ノ煙草ノ土地ナ  
ル所ニ向<sup>カ</sup>テ、將來ハ政府ガ此區域ヲ定メヤウト云フコトガ、即チ第五條ノ  
趣意デアル、而シテ此第六條ト云フモ<sup>ハ</sup>、是ハ直チニ施行スルコトガ出來  
ルノデアル、然ルニ反對論者ハ第六條ノ說ヲ出サズシテ、第五條ノ削除說ヲ  
出スト云アノハ、抑、間違<sup>タ</sup>テ居ルノデゴザイマス、殊ニ又諸君ハ農作物ヲ或  
ハ制限スルコトハ、或ハ農業ノ自由ヲ害スルトカ云フコトヲ云ハレマスケレ  
ドモ、是ハ大變ナ間違デアル、既ニ專賣法ト云アモノヲ施行シタ以上ハ、若シ  
此儘ニシテ置キマシタ時分ニハ、諸所ニ散在シタル所ノモノガ澤山出來テ、  
農作物即チ此葉煙草ヲ作ル者ガ出來テ來ルト云フト、將來ハ之ヲ政府ガ若モ  
悉ク買上ゲルト云フコトニ致シタナラバ、費用ガ掛リマスノミナラズ、却<sup>シ</sup>  
テ是マデノ葉煙草耕作地ガ、ソレガタメニ害ヲ受ケルト云フコトニナリマス、  
キマセヌト云フト自然澤山ニ出來ル、從<sup>ク</sup>テ非常ニ價格ヲ下ゲンケレバナラ  
ズ、價格ヲ下ゲルト云フコトニナレバ、從<sup>ク</sup>テ作ル者ガナイヤウニナシテ來  
ル、作ル者ガナイヤウニナシテ來マスト云アト、外國カラ悉ク輸入ヲ仰イデ  
來シケレバナラヌヤウニナリマス、故ニ從來適當シテ居ル所ノ葉煙草ヲ作ッテ

居ル者ニ向ッテハ十分保護ヲ與ヘテヤラヌト、將來外國ノ輸入ハ多クナカツテ  
來ルニ達ヒナイ、ソレデモ構ハヌト云フコトニナリマシテハ、甚ダ經濟ノ上  
ニ於テ害ヲ及スデアラウト思ヒマス故ニ、是ダケノモノヲ制限スル必要ヲ感  
シマス

○中村榮助君(二百七十番) 本員ハ尙ホ一言述ベテ置タイト考ヘマスガ、既  
ニ七十六番が述ベラレマシテ、能ク修正ノ趣意ハ貫徹シテアルト考ヘマスケ  
レドモ、唯今此農產物ノ發達ヲ害スルトカ、或ハ又農民ノ自由ヲドウトカ云  
フ議論モゴザイマスケレドモ、大體此法律ノ改正ヲスル所ノ此法律ノ性質ト  
云フモノハ、御承知ノ如ク他ノ法律トハ違ウノデアル、非常ニ稅源ヲ見出シ  
テ大イニ之ヲ檢束シ色ミノ制限ヲシテ、而シテ其上ニ種々ナ細カナコトヲ之  
ニ修正ヲ致シタ譯デゴザイマスカラ、性質ニ依テ是ハ是非共必要ヲ感シテ、  
委員が爲シタノデアリマス、故ニ工藤君が政府が制限シナイノニ、委員が殊  
更ニ此條ヲ舉ゲタト云フコトデアリマスガ、政府が如何ナル考ヲ持ッテ居リ  
マシテモ、委員が必要ヲ感ズルトキニハ最モ此條ヲ設ケテ檢束スルノデアリ  
マスカラ、ドウカ此改正ノ成立チマシタ性質ヲ能ク諸君ハ御考ニナルヤウニ  
致シタイト考ヘマス

○望月長夫君(十九番) 私モ無論自然淘汰ニ任せテ斯ウ云フ色ミナ制限ハ要

テヌト云フ考デゴザイマスルガ、百九十番ハ單ニ第五條ヲ削ル説デゴザリマ  
スケレドモ、第五條ヲ削レバ自然ノ結果トシテ、第六條ノ二項三項ヲ削ラネバ  
ナラヌト思ヒマス、ソレデ第五條及六條ノ中ノ二項三項ヲ削ルト云フコト、  
ハ、一度ニ百九十九番カラ御説ガ出マシタラ、大變都合ガ好イト思ヒマス、サ  
ウ云フコトニドウカ願ヒタ

○大津淳一郎君(百九十九番) 決議ノ前ニ私モ此コトニ附イテ申シタイト思ヒマス、  
云フノデゴザイマズカラ、ソレガ私ノ精神デゴザイマスカラ、矢張併テ之ヲ削  
ルト云フ説ヲ、今十九番ノ注意デゴザイマスカラ出シマス、同趣意デゴザイマ  
ス、自然ノ結果サウナラナケレバナラヌ

○根本正君(三百番) 決議ノ前ニ私モ此コトニ附イテ申シタイト思ヒマス、  
私モ此委員デアリマシテ、之ヲ定ムルニハ餘程研究ヲ致シテ然後ニ定メタノ  
デアリマシテ、最早贊成論モ反對論モ一人出マシテ、最早申述ベル必要ハアリ  
マセヌケレドモ、若シモ是ガ委員會ノ意見ノ通ニナリマセヌデアリマスルナ  
デバ、此專賣ト云フ所ノ主義ニ戾ル所ガ出テ參リマスカラシテ、一言申シテ置  
キマス固ヨリ是ハ專賣キト云フ以上ハ、其專賣ヲ守ルダケノ法律ニナラヌ  
ケレバナラヌデアリマス、ソレデ多ク財源ヲ得ルノデアリマスカラシテ、作ル  
者ハ餘程丁寧ニ注意致サナケレバナラヌモノデアリマス、ソレ故ニ此外國ニ  
テモ、先づ此近クデアリマストフモリラピントカ、亞米利加ナラバベルジヤ、  
南亞米利加ナラバ伯刺西爾墨西其、何レノ所ニ於テモ煙草ハ重ニ專賣ニナッ  
テ居リマス、其專賣ト云フ文字ハ、政府人民ガ注意ヲ致サヌケレバナラヌ、ナ  
ゼオラバソレダケ多クノ金ヲ取リマスルカラシテ、ソレダケノ保護ヲ致サナ

ケレバナラヌ、故ニ此葉煙草ヲドウ云フ風ニシテ、此耕作人ニハ損害ヲ與ヘ

ナイヤウニ、又國家ノタメニ所謂人民ノタメニスルニハ、詰リ此耕作地モ適  
當ニ調ベテ、所謂調查ヲシテ、此邊ナラバ宜シイ、又此處ナラバ是ダケ或ハ

段別ハ是ダケト、色ミノ品物ヲ極メテ、煙草ヲ作ワテ非常ニ今年多カタト思  
フト、其次ニ作ルト非常ニ損害ヲ受ケルコトニナリマセウ、土地ノ利益ヲ守  
リ又葉ノ性質ヲ調ブルニモ餘程鄭重ニセヌケレバ、非常ニ損害ヲ與ヘルモノ  
モアレバ、非常儲ケルモノモアレテ、所謂專賣保護ノ途ガナイ話ニナル、故ニ

此法律ヲ設ケテ制限スル必要ガアル、先刻工藤ノ説ニ前ニ――一年前ニセナ  
イト思ツタコトフ今日スルトカ、或ハ昨日マデシナイト思ツタコトヲ急ニ今  
日スルト云フ御議論ガアリマシタケレドモ、ソレハ今日文明ノ世ニ反シテ居  
ル、十日目毎ニ萬國カラ船ガ參フテ、其度毎ニ段々發達スル譯デアリマスカラ  
、法律ヲ年々變ヘテモ差支ナイ、故ニ議會ハ毎年開ケル譯ダカラ、委員說  
ノ通是ハ滿場一致ヲ以テ御贊成アランコトヲ希望致シマス

〔討論終結ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、之ヲ採決致シマスルニハ、先づ第一ニ  
第二條ノ採決ヲ致シマシテ、サウンテ第五條第六條ノ採決ヲ致シマス、第二  
條ニ附イテハ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) ヲレテハ此五條及第六條ノ二項三項ニハ削除説ガアリ  
マスカラ、委員會ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正ニ同意ノ諸  
君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正ノ通決シマス、次ニ第  
六條ノ一項ト第九條ヨリ第十九條ノ四マデヲ採決致シマス、是ハ委員會ノ修  
正アル分ハ、委員會ノ修正通其他ハ原案通デ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、十九條ノ五ヲ議題  
ニ供シマス  
(簡短ト呼フ者アリ)  
(望月長夫君演壇ニ登ル)

○望月長夫君(十九番) 此第十九條ノ五ト云フ修正ハ、政府案ニ出テ居ラ

イ所ノ免許料ト云フモノヲ課セヤウト云フコトノ修正ニナフテ居ル、即チ煙草  
ノ製造ヲスル者及葉煙草ノ賣買ヲスル者ニハ、營業上一箇所ニ附イテ五十圓  
ノ稅ヲ掛ケルト、斯ウ云フ意見デゴザイマスルガ、此稅ノ極テ不均一ノ稅デ  
アリ不公平ノ稅アルト云フコトハ、餘り多辯ヲ要シマイト思フ、千斤レカ製  
造シナイ者モ一万斤ヲ製造スル者モ乃至十万斤ヲ製造スル者モ、均シタ同様

ニ五十圓ノ稅ヲ課スル、是ニハ少數ノ意見モ出テ居リマスガ、少數意見ニ致シマシテモ三十圓ノ稅ヲ課スル、其不平均ナルコトハ餘り多辯ガ要ルマニ、テ若シモ斯ノ如キ稅ヲ設ケマシタラバ、成ル程大キイ資本家ハ大變ナ利益ヲ得ルカモ知レナイケレドモ、僅ニ刻ミ臺ヲ一臺位シカ持タズニ營業致シテ居ルヤウナ者ハ、此營業稅ノタメニ全ク其營業ヲ止メナケレバナラヌ結果ニナル、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、小サイモノニ向ツテハ確ニ禁止稅アル、斯ノ如ク不平均不公平ナル稅ハ、即チ小サイ資本家ニ向ツテハ、之ヲ禁止スルガ如キ稅ハ、稅ノ良否ヲ擇バズシテ、唯其收入ノミニ著眼致シマスレバ、格別デアルケレドモ、苟モ稅ノ良否ヲ擇ム以上ハ、斯ノ如キ稅ハ到底存立セシムベキモノデハナイト信ジマスル、ソレデ私ハ此免許料ヲ設クルト云フコトニ向ツテハ、絕對ニ反對ヲスル者デアリマス、或ハ此免許料ヲ設クルノ口實トシテ、近來真正ノ煙草ノ葉デナヒ他ノ混合品ヲ用ヒルト云フ弊ガ出來テ來タ、斯ウ云フコトヲ取締ルニハ、斯ノ如キ稅ヲ課シテ資格ヲ定メテ、サウシテ取締ラヌケレバ取締ガ出來ナイト云フ説ガアツテ、此説ハ一應聽ケバ尤モノヤウニ聽エマスケレドモ、翻フテ考ヘテ見ルト甚ダ不道理ノ説デアル煙草ノ專賣ニナラナカツタ以前、即チ一種重大ナ稅ヲ課セラレナカツタ以前ニハ、私ハ決シテ斯様ナ弊ハナカツタデアラウト思フ、斯様ナ弊ガ生ジタノハ、即チ其稅ノ重大ニシテ原料ガ高イガタメニ、斯ノ如キ弊ガ生ジテ來タノデアラウト思フ、今此弊ヲ取締ラウトシテ、尙ホ其上ニ苛酷ナ重大ナ稅ヲ課シテ、即チ小資本家ニハ堪ヘ得難イ程ノ稅ヲ課シテ、サウシテ之ヲ取締ラウト云フコトハ、所謂薪ヲ抱ヒテ火ヲ救ハントスルト同一デアツテ、私ハ此稅法ノ通過ノ後ハ、此弊ハ一層甚シクナルト云フコトデ、今茲ニ斷言致シテ置イテ聊カ差支ナイト思フデ、右様ノ次第デ是ハモウ利害甚ダ明白ノモノデアリマスルカラ、多辯ヲ要シマセヌガ、要スルニ三十圓ト五十圓トニ拘ラズ、此第十九條ノ五ニ設ケラレテアル免許料ハ、總テ全廢致シタイ、即チ修正ノ條項ヲ削除致シタイ

○藤金作君(百二十六番) 唯今此免許料ニ附イテ反対ノ御説ガアリマスルカラ、是レ亦委員ノ修正ノタメニ變更シタノデアリマスカラ、一應説明致シマス、是亦其小ナル製造者ノタメニハ、餘程過重ノ免許料デアルト云フ御議論ハ、餘程一般カラ聞ク御議論デゴザイマスケレドモ、是ハ能ク事實ヲ調査致シマスルト、斯クナケラネバナラヌト云フコトニナツテ參リマス、決シテ此稅ト云フモノハ此小製造業者ヲシテ其業ヲ禁止セシムルト云フ性質ヲ含ンダモノデハナイデス、是ハ密賣ノ弊ヲ取締ルニ便利ナル一點ノタメニ設ケタモノデアラウト云フ御觀察ニナツテ居ラウト思ヒマスガ、決シテサウデアリマセヌ、御承知ノ如ク此專賣ニ附キマシテハ、素人ハ續々此煙草ノ賣買ニ手ヲ出シマシテ、一ノ專賣所ニ數千人押掛ケテ、正當ナル煙草製造者ガ煙草ヲ買入レヤウトスレバ、ソレヲ大イニ妨ゲルデアリマス、ソレ故ニ此免許料ハ大製造家ニ於テハ、尙ホ多額ノ免許料ヲ取テ宜イト云フ説ガアリマスケレドモ、ソレハ小製造者ノタメニ甚ダ厭フベキニトデアリマスカラ、成ルタケ少クシタイト

云フ希望ヲ持ツテ、委員會ハ修正致シタノデアリマス、然ルニ誰今ノ反対ノ御議論ヲ伺ヒマスト云フト、全ク煙草製造ノ小製造家ヲ壓シテ大製造家ヲ保護スルヤウニ御考ニナツテ居リマスルハ、少シク事實ニ於テ誤ラレテ居ラヌカルカモ知レナイケレドモ、僅ニ刻ミ臺ヲ一臺位シカ持タズニ營業致シテ居モ、苟モ稅ノ良否ヲ擇バズシテ、唯其收入ノミニ著眼致シマスレバ、格別デアルケレドモ、苟モ稅ノ良否ヲ擇ム以上ハ、斯ノ如キ稅ハ到底存立セシムベキモノデハナイト信ジマス、三十圓乃至五十圓ヲ課サウト云フコトハ、結局其製造者ヲ保ト私ハ思ヒマス、三十四年乃至五十圓ヲ課サウト云フコトハ、結局其製造者ヲ保護スル理由モ澤山其中ニアリマスガ、一々其説明ハ私ハ致シマセヌ、若シモ此點ニ附イテ委員會ガ殊更ニ政府ノ案ニナシモノヲ修正シタヤウニ御考ガアリマスルナラバ、政府委員ニ附イテ能ク詳細ニ御質問ガアリマスレバ、諸君ハ大イニ是ハ御賛成ニナルコトニ、忽チ翻ヘラレルト私ハ信シテ居リマスモ、翻フテ考ヘテ見ルト甚ダ不道理ノ説デアル煙草ノ專賣ニナラナカツタ以前、即チ一種重大ナ稅ヲ課セラレナカツタ以前ニハ、私ハ決シテ斯様ナ弊ハナカツタデアラウト思フ、斯様ナ弊ガ生ジタノハ、即チ其稅ノ重大ニシテ原

料ガ高イガタメニ、斯ノ如キ弊ガ生ジテ來タノデアラウト思フ、今此弊ヲ取締ラウトシテ、尙ホ其上ニ苛酷ナ重大ナ稅ヲ課シテ、即チ小資本家ニハ堪ヘ得難イ程ノ稅ヲ課シテ、サウシテ之ヲ取締ラウト云フコトハ、所謂薪ヲ抱ヒテ火ヲ救ハントスルト同一デアツテ、私ハ此稅法ノ通過ノ後ハ、此弊ハ一層甚シクナルト云フコトデ、今茲ニ斷言致シテ置イテ聊カ差支ナイト思フデ、右様ノ次第デ是ハモウ利害甚ダ明白ノモノデアリマスルカラ、多辯ヲ要シマセヌガ、要スルニ三十圓ト五十圓トニ拘ラズ、此第十九條ノ五ニ設ケラレテアル免許料ハ、總テ全廢致シタイ、即チ修正ノ條項ヲ削除致シタイ

○藤金作君(百二十六番) 唯今此免許料ニ附イテ反対ノ御説ガアリマスルカラ、是レ亦委員ノ修正ノタメニ變更シタノデアリマスカラ、一應説明致シマス、是亦其小ナル製造者ノタメニハ、餘程過重ノ免許料デアルト云フ御議論ハ、餘程一般カラ聞ク御議論デゴザイマスケレドモ、是ハ能ク事實ヲ調査致シマスルト、斯クナケラネバナラヌト云フコトニナツテ參リマス、決シテ此稅ト云フモノハ此小製造業者ヲシテ其業ヲ禁止セシムルト云フ性質ヲ含ンダモノデハナイデス、是ハ密賣ノ弊ヲ取締ルニ便利ナル一點ノタメニ設ケタモノデアラウト云フ御觀察ニナツテ居ラウト思ヒマスガ、決シテサウデアリマセヌ、御承知ノ如ク此專賣ニ附キマシテハ、素人ハ續々此煙草ノ賣買ニ手ヲ出シマシテ、一ノ專賣所ニ數千人押掛ケテ、正當ナル煙草製造者ガ煙草ヲ買入レヤウトスレバ、ソレヲ大イニ妨ゲルデアリマス、ソレ故ニ此免許料ハ大製造家ニ於テハ、尙ホ多額ノ免許料ヲ取テ宜イト云フ説ガアリマスケレドモ、ソレハ小製造者ノタメニ甚ダ厭フベキニトデアリマスカラ、成ルタケ少クシタイト

云フ希望ヲ持ツテ、委員會ハ修正致シタノデアリマス、然ルニ誰今ノ反対ノ御議論ヲ伺ヒマスト云フト、全ク煙草製造ノ小製造家ヲ壓シテ大製造家ヲ保護スルヤウニ御考ニナツテ居リマスルハ、少シク事實ニ於テ誤ラレテ居ラヌカルカモ知レナイケレドモ、僅ニ刻ミ臺ヲ一臺位シカ持タズニ營業致シテ居モ、苟モ稅ノ良否ヲ擇バズシテ、唯其收入ノミニ著眼致シマスレバ、格別デアルケレドモ、苟モ稅ノ良否ヲ擇ム以上ハ、斯ノ如キ稅ハ到底存立セシムベキモノデハナイト信ジマス、三十圓乃至五十圓ヲ課サウト云フコトハ、結局其製造者ヲ保ト私ハ思ヒマス、三十四年乃至五十圓ヲ課サウト云フコトハ、結局其製造者ヲ保護スル理由モ澤山其中ニアリマスガ、一々其説明ハ私ハ致シマセヌ、若シモ此點ニ附イテ委員會ガ殊更ニ政府ノ案ニナシモノヲ修正シタヤウニ御考ガアリマスルナラバ、政府委員ニ附イテ能ク詳細ニ御質問ガアリマスレバ、諸君ハ大イニ是ハ御賛成ニナルコトニ、忽チ翻ヘラレルト私ハ信シテ居リマスモ、翻フテ考ヘテ見ルト甚ダ不道理ノ説デアル煙草ノ專賣ニナラナカツタ以前、即チ一種重大ナ稅ヲ課セラレナカツタ以前ニハ、私ハ決シテ斯様ナ弊ハナカツタデアラウト思フ、斯様ナ弊ガ生ジタノハ、即チ其稅ノ重大ニシテ原

料ガ高イガタメニ、斯ノ如キ弊ガ生ジテ來タノデアラウト思フ、今此弊ヲ取締ラウトシテ、尙ホ其上ニ苛酷ナ重大ナ稅ヲ課シテ、即チ小資本家ニハ堪ヘ得難イ程ノ稅ヲ課シテ、サウシテ之ヲ取締ラウト云フコトハ、所謂薪ヲ抱ヒテ火ヲ救ハントスルト同一デアツテ、私ハ此稅法ノ通過ノ後ハ、此弊ハ一層甚シクナルト云フコトデ、今茲ニ斷言致シテ置イテ聊カ差支ナイト思フデ、右様ノ次第デ是ハモウ利害甚ダ明白ノモノデアリマスルカラ、多辯ヲ要シマセヌガ、要スルニ三十圓ト五十圓トニ拘ラズ、此第十九條ノ五ニ設ケラレテアル免許料ハ、總テ全廢致シタイ、即チ修正ノ條項ヲ削除致シタイ

○議長(片岡健吉君) モウ採決致シマス、始ニ委員會ノ少數ノ意見ヲ採決シマス

〔「ナシ〜」ト呼フ者アリ又「贊成シマス」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ソレデハチヨウト委員會ノ少數者意見ニ贊成ガアルヤ否ヤ、起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

〔「ナシ〜」ト呼フ者アリ又「贊成シマス」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ハナイト認メマス、委員會ノ意見ニ附イテ採決シマス、委員會ノ修正ニ同意ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員會ノ修正通決シマス、次ハ本案ノ終マデヲ議題ニ供シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ノアル分ハ修正通、其他ハ原案ノ通、異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシノ聲起ル」)

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、其通ニ決シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 斯ウ云フ問題ハ、十分議論ヲ討ハシムル方ガ宜シ  
イト思シテ、進行ヲ見合セテ居リマシタガ、最早第二讀會ヲ決シマシタ以上ハ、  
直チニ確定議ヲ開カレンコトヲ希望シマス

〔「賛成々々」ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ヨリ直チニ二讀會ヲ開キタイト云ウ動議ガ  
出マシタガ

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、直チニ三讀會ヲ開キマス

葉煙草專賣法中改正法律案

### 第三讀會

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 本案ハ今二讀會ヲ決議致シタモノト認メマス——チヨウ  
イカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、確定致シタモノト認メマス——チヨウ  
イカ

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ、確定致シタモノト認メマス——チヨウ  
イカ

○議長(片岡健吉君) 本案ハ今二讀會ヲ決議致シタモノト認メマス——チヨウ  
イカ

### 海港檢疫法案

出水彌太郎君

鈴木萬次郎君

高岡忠鄉君

東貞三郎君

秋保親兼君

齊藤安雄君

稻垣示君

秋山源兵衛君

横山富次郎君

堀家虎造君

石谷董九郎君

渡邊猶人君

宮原幸三郎君

高岡忠鄉君

齊藤壽雄君

北田豊三郎君

渡邊猶人君

堀家虎造君

石谷董九郎君

宮原幸三郎君

高岡忠鄉君

齊藤壽雄君

北田豊三郎君

ニ致シタノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ八條ニ修正ヲ加ヘマシタ、八條ニ原文ガ斯ウナツテ居ル「醫師其業務ニ關シ醫師會規則ニ違背シタル行爲アリタルトキハ會長ハ定期總會又ハ臨時總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムルタメ地方長官ヲ經テ内務大臣ニ申告スヘシ云々」トアル、サウスルト醫師ガ此規則ニ反シタトキハ、詰リ醫師ノ組合デ、或者ガ反則者デアルトキニハ、縣廳ノ便千萬デアルカラ、府縣ノ會長ハ郡會又ハ市會ニ於テ違反者ガアツタトキハ、ソレヲ評議シテ評議シタモノヲ府縣ノ會長ニ申告スル、府縣ノ會長ハ縣廳ヲ經テ内務大臣ニ申告スル、内務大臣ハ中央衛生會ニ諸フト云フ實事ノ運ビノタメニ「醫師其業務ニ關シ本法又ハ醫師會規則ニ違背シタル行為アルトキハ府縣醫師會長ハ總會又ハ支會ノ決議ニヨリ懲戒ヲ求ムル爲メ云々」トスク改メマシタ、ソレカラ第十條ノ懲戒處分、是ハ一番非難ノ多イ點デアツテ、私ハ斯ウ云フ箇條ハ、甚ダ困ル、除名ハ一箇月以内トスルト云フヤウナコトハ、實ハ此衆議院ノ體面ニモ開ハルコトテ宜クナ、ソレデ第十條ヲ「懲戒處分ハ左ノ三種トス、一譴責、二停業、三除名」トシテ但書ヲ削ル、是ハ要ラヌ、除名ニ年限ハ要ラヌ、斯ウ云フコトニシテ置ケバ、中央衛生會ノ評議ヲ經タ上デ、譴責スベキモノハ譴責シ、停業スベキモノハ一週間ナリ、箇月ナリ停業シ、除名スルモノハ除名スルト云フコトニナリマス、ソレカラ第十一條ニ、内務大臣ハ第三條ニ「違背シタル者アルトキハ中央衛生會ノ審議ヲ停止スルコトヲ得」是ハ誠ニ無用ノコト、思フ、内務大臣ガ處罰モ前項ノ停止ヲ解クコトヲ得」是ハ誠ニ無用ノコト、思フ、内務大臣ガ處罰ヲスル時分ニハ、中央衛生會ノ評議ヲ經ルト云フコトハ勿論デアルシ、又之ヲ内務大臣ガ自分ガ天皇ガ持テゴザル大權ヲ運用スルガ如ク、何時デモ解クト云フコトハ、内務大臣ヲ尊敬シ過ギテ實事ニ伴ハヌコト、思フカラ、削ルコトニ致シマシタ、ソレカラ第十二條ヲ第十一條ト改メマシタ、ソレカラ附則ノ方ニ行キマシテ、十三條ヲ十二條、十四條ヲ十二條、十五條ヲ十四條ト致シマシテ、其十四條ヲ「北海道沖繩縣及島地其他ニ對シテハ」トアルノヲ「島地ノ醫師會ニ關シテハ」ト改メマシタ、是ダケガ私ノ修正ヲ致シタ點デ、定規ノ贊成モゴザイマスカラ、諸君ハ是ニ御贊成ニナルコトヲ希望致シマス（恒松隆慶君「後トハ委員會通デスカ」ト呼フ）後トハ委員會ノ通デアリマス

○前川楨造君（百五十一番）十五條ハドウ云フ風ニナルノデスカ  
○大岡育造君（四十五番）私ノ直シタ十四條ハ「北海道沖繩縣及島地ノ醫師會ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フコトニナルノデス  
○恒松隆慶君（九十七番）此案ニハ贊否ノ申出ガアリマスカ  
○議長（片岡健吉君）通告ハ何ニモアリマセヌ——大岡君ノ修正說ニハ定規ノ贊成ガアリマスカラ……  
○大岡育造君（四十五番）チヨットモウ一ツ説明ヲ残シマシタガ、第九條ニ  
○西村淳藏君（六十二番）既ニ本案ハ審議ニ審議ヲ盡シタモノデ、大岡君ノ修正ハ大體ニ於テ變ラヌカラ、本員ハ直チニ採決ヲ希望致シマス  
○鈴木萬次郎君（百六十七番）是ハ第一條デ此目的ガ定ラヌ云々ト云フコトニ附イテ、其目的ヲ明瞭ニ書イタダケテ、後トハ格別ノ修正デモアリマセヌカラ、委員及提出者ニ於キマシテハ、明瞭ニナルコトデアルカラ、贊成ヲ表シテ居リマス、ドウカ是ハ御贊成アランコトヲ望ミマス  
○議長（片岡健吉君）井上角五郎君ヨリ大岡君ノ修正說ヲ印刷ニ付シテ回スカデ、此議事ヲ延ベタイト云フ說が出来マシタガ、是ニハ贊成ガアリマスカラ、先決問題トシテ採決致シマス、井上君ノ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長（片岡健吉君）少數ト認メマス——第一條カラ決ヲ採リマス  
○議長（片岡健吉君）全部テ採決シテ異議アリマセヌカ  
○議長（片岡健吉君）起立者 少數  
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）  
○議長（片岡健吉君）採決ニ附イテマス  
○議長（片岡健吉君）御異議ガナケレバ、全部ニ附イテ採決致シマス  
○議長（片岡健吉君）御異議ガナケレバ、全部ニ附イテ採決致シマス  
○議長（片岡健吉君）モウ委員會ノ修正ニ大岡君ノ分デ、贊成デ決議アラソコトヲ望ムノデゴザイマス、此場合斯ウ云フモノハ早ク済マナイト、矢張電報ヤ何カ來テ困リマス  
○議長（片岡健吉君）大岡君ノ修正ノアル分ハ大岡君ノ修正通、其他ハ原案通デ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 斯ウ云フ問題ハ、矢張確定議ヲ此處デヤツタ方ガ  
宜シウゴザイマシヤウト思ヒマス、直チニ確定セラレントコトヲ差切致シマ  
ス

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ノ動議ノ通直チニ確定スルコトニ附イテ、  
御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

#### 醫師會法案

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定シタモノト認メマス、  
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十六ハ、委員長カラ報告ヲ延バシタイト  
云フ申出ガアリマスカラ、此報告ハ延バストニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ノ議事日程ノ第十七、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、  
重岡薰五郎君

#### 第一讀會

#### 第十七 失火ノ責任ニ關スル法律案(重岡薰五郎君)

失火ノ責任ニ關スル法律案

民法第七百九條ノ規定ハ失火ノ場合ニ之ヲ適用セズ

(重岡薰五郎君演壇ニ登ル)

○重岡薰五郎君(八十三番) 失火ノ責任ニ關シマスル法律案ヲ提出致シマシ  
タカラ、一言提出ノ理山ヲ申シマス、此案ハ義ニ利光君外數名カラ提出ニ  
ナシタ案ト同一デアリマスカラ、別ニ趣意ハ申上ダマセヌ、アノ通デゴザイ  
マス、唯形式ヲ斯ノ如クニシテ特別法ニスルガ、最モ修正ノ適當ヲ得テ居ル  
ト認メマシタガ故ニ、斯ノ如キ案ヲ提出致シタ所以デゴザイマス

○恵松隆慶君(九十七番) 此十七ハ過日利光君ガ、矢張斯ウ云フヤウナ問題  
ヲ出シテ長タラシク述ベマシタガ、アノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シ  
マス

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君カラ、本案ハ民法中改正法律案ノ委員ニ付  
託シタトイ云フ説が出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——明日ヨリ日程ニ上  
スペキ議案ガ甚ダ少イデアリマスカラ、來ル二十九日マデ休會ヲ致シテハ如  
何カト思ヒマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ)

(一五)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ休會ヲスルコトニ致シマス  
〔恵松隆慶君〕其間ニ委員會ノ進行ヲ望ミマス「ト呼フ」  
○議長(片岡健吉君) 特別委員ニナラレテ居ル諸君ニ御注意ヲ致シマスガ、  
今特別委員ニ付託シテアル事件が四十何件アリマスカラ、ドウゾ四五日ノ休  
會中ニ十分審査ヲセラレテ、議長マデ早ク其結果ヲ御報告アランコトヲ希望  
致シマス、議事日程ハ追シテ書面ヲ以テ御通知ヲ致シマス、今日ハ是ニテ散  
會ヲ致シマス

午後三時四分散會

#### 衆議院速記録第二十號正誤

欄外頁數 二三二 正誤 二四七

